第１号様式（その２）（第６条、第９条関係）

公契約に係る労働環境報告書（業務委託契約・指定管理協定）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　郡山市長

　　　　　　　　　　　　　　　　契約（協定）名

　　　　　　　　　　　　　　　　（下請等契約名）

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者・連絡先

郡山市と締結した契約（協定）の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、下記事項について、事実と相違ありません。

なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに郡山市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

１　労働条件等に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　区分　 | 　　　　　　　　　　　　　項　　目　　　　　　　　　　　　　 | 　確認欄　 |
| 労働条件 | 就業規則、労働契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。 | はい・いいえ |
| 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（いわゆる36協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合も届け出ていますか。 | はい・いいえ |
| 就業規則を労働基準監督署に届け出ていますか。また、労働者に周知していますか。（※常時10人以上の労働者を使用する場合に限る。） | はい・いいえ |
| 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。 | はい・いいえ |
| 業務内容に係る指示や確認、発注者との調整を行う業務責任者を配置していますか。また、労働者に対し労働時間や業務遂行等に関する指示など、契約の履行に関する管理は適正に行われていますか。 | はい・いいえ |
| 労働時間 | 労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録していますか。 | はい・いいえ |
| 休日及び年次有給休暇を適切に付与していますか。 | はい・いいえ |
| 安全衛生 | 事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策状況は適正ですか。 | はい・いいえ |
| 労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。 | はい・いいえ |
| 安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。 | はい・いいえ |
| 各種保険 | 労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の手続を適正に行っていますか。 | はい・いいえ |
| 法定帳簿の整備 | 法定３帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。 | はい・いいえ |

※　確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「／」を記入してください。

２　賃金に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 賃　　金 | 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月１回以上、一定期日を定めて支払っていますか。 | はい・いいえ |
| 時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。 | はい・いいえ |
| 適正な計算により賃金台帳を整備し、当該賃金台帳のとおり支払が行われていますか。 | はい・いいえ |
| 当該契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。※最低賃金法第９条の規定に基づき福島労働局長が決定する地域別最低賃金を比較の対象とします。　　　　　　　　　　　　　　　　従事する職種　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１時間当たり　　　　　　　　　　　　　　円 |

※　確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「／」を記入してください。

備考

１　労働者の範囲

　　(1) 本契約における業務に従事する全ての労働者が対象となります。

　　(2) 雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、当該業務等に従事する者について記入してください。

２　最低労働賃金単価

　　該当する職種ごとに、最も低い賃金単価を記入します。

３　最も低い賃金単価（最低労働賃金単価）は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。

　　(1) 時間給の場合　　時間給を記入

　　(2) 日給の場合　　　日給　÷　１日の所定労働時間

　　(3) 月給の場合　　　月給　÷　１月の所定労働時間

　４　次に掲げる賃金等は、３の計算に含みません。

(1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当、出産祝い金等）

(2) １月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）

(3) 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

(4) 当該最低賃金に算入しないことを定める賃金（扶養手当、通勤手当、精皆勤手当等）